

令和2年8月7日

学生・教職員各位

作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部
保健室

新型コロナウイルス感染症予防に関する行動指針について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は経済活動の再開と共に新規感染者も増加し、今後も感染予防と蔓延防止に努める必要がある。このため、ワクチンや治療薬等により季節性インフルエンザ等と同等の扱いとなるまでの間、キャンパス内における感染防止のため、以下の行動指針に沿って感染予防行動をとること。

1. 基本行動

【毎朝の検温と行動記録, マスク着用, 対人距離の確保, 手洗い励行, 不要不急の移動自粛】

- ・毎朝、検温を行い、検温結果や行動の記録を取る。
- ・日常的に、人との間隔を可能な限り2m（最低でも1m）以上空ける。
- ・建物内等においては常時マスクを着用（特にエレベータ、廊下、階段等の共用部分や複数の人が同時にいる部屋、移動中のバスや電車内等）する。
- ・屋外は、熱中症対策として、人との間隔が2m以上確保できる場合はマスクを着用する必要は無いが、会話する時や近接する場合、人が多い状況（バス待合場所、食堂近辺等）ではお互いが着用する。
- ・石鹸と流水による手洗いを頻繁に行い、手洗いが難しい場合はエタノール消毒剤等による手指消毒を行う。
- ・食事の際、シールドが無いテーブルは対面での着座を避け、可能な限り同じ方向に座る。
- ・食事時の会話は控え、混雑の緩和のために必要最低限の時間で退出する。
- ・接触感染防止のため、多数の人が触れる箇所（ドアノブ、机、椅子、共用端末等）は拭取り清掃を適宜行う。
- ・不要不急の移動は自粛し、国や市町村等地方自治体の行動指針に沿って対応する。

2. 具体策

(1) 「新たな日常」に対応した行動

- ・日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ・大人数（目安として5名以上）での会食や飲み会を避けること。
- ・会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること。
- ・大声を出す行動（飲食店等において大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛すること。
- ・マスクの着用、手洗い、消毒、換気を徹底すること。
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤・登校、自転車での登校を推奨。
- ・体調が良くない場合は出勤・登校しないこと。

(2) 接触確認アプリ等の活用

・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システムの利用登録を行う。※App Store または Google Play でインストールできます。

App Store



Google Play



3. 指針遵守の重要性

感染者が発生した場合、感染者（患者）は隔離入院あるいは自宅療養となり、保健所により判定された濃厚接触者は2週間の自宅待機措置となる。

学内で感染者が発生した場合において、濃厚接触者と判定される者を限局することにより、大学全体の閉鎖を防止することをその目的としている。

そのため、これら指針の遵守は、大学全ての構成員に対し、強く求められる。

4. 感染が疑われる場合の対応

以下の症状がある場合は、住んでいる管轄の保健所相談窓口で電話で相談後、大学保健室宛に電話（028-612-2322）又はメール（hoken@sakushin-u.ac.jp）で報告する。

- ・発熱が4日以上続く場合（持病のある人は2日以上続く場合）
- ・強いだるさや息苦しさが続く場合
- ・発症から2週間以内に流行地域へ渡航又は居住した方やその方と濃厚接触していた方で発熱と呼吸器症状がある場合
- ・新型コロナウイルス感染症と確定診断を受けた患者と濃厚接触し、発熱や呼吸器症状がある場合

◆栃木県内の新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口 HP より

新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染予防に関すること、発熱などの症状が出たときの対応などの相談窓口

（電話番号）0570-052-092

（対応時間）24時間（土日、祝日を含む）

上記番号にて相談受付後、必要に応じて、帰国者・接触者相談センターが案内される。



○関連情報ホームページ

◆首相官邸 HP より：

新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～



◆厚生労働省 HP より：

新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）

